

# 入院時食事療養費

2020年4月1日現在

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行なっています。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時適温で提供しております。

朝食	昼食	夕食
午前 8時00分	午後 12時00分	午後 6時00分以降